

第2章 各制度個別事項

1-1 一般融資（通常枠）

（1）融資対象

- ①市内に住所又は主たる事業所を有すること
- ②原則として1年以上継続して同一事業を営んでいること（金融機関の判断により、期間を「6か月以上」に短縮することが可能）
- ③信用保証対象業種を営むこと
- ④市税を完納していること

（2）融資条件（R8.4.1時点）※最新の利率は、市ホームページをご確認ください。

①資金用途	運転・設備	④期間	1,000万円以内 7年以内 1,000万円超 10年以内 (据置6か月以内)
②限度額	4,000万円	⑤保証料補助	300万円以内 50%
③利率	5年以内 年1.75%	⑥利子補給	なし
	5年超 年1.95%		

（3）申込方法

金融機関に直接申込（区役所審査不要）

（4）必要書類（金融機関にて保管してください）

- ①融資申請書（様式 P.43）
- ②市税の納税証明書（新潟市制度用）原本※
- ③見積書の写し（設備資金の場合）
- ④暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式 P.64～P.65）

※ 納税証明書（新潟市制度用）は、申込日から3か月以内に発行されたもの（原本）を添付してください。なお、納税証明書を本人以外が取得する場合は別途委任状が必要です。

（5）信用保証

信用保証協会の保証付きとします。

融資申請書中段の「金融機関確認欄」を記入し、写しを信用保証協会に提出してください。

（6）実行報告

実行した後、融資申請書下段の「金融機関処理報告欄」を記入し、実行した月の翌月10日までに、写しを新潟市へ報告してください。

なお、報告は各金融機関の本店または代表支店によるとりまとめをお願いします。

記入例

新潟市中小企業特別融資 融資申請書

申請日：令和 8年 2月 1日

① 申込者住所 (所在地)	新潟市中央区古町通7-1010 メゾンフル505		制度区分 (該当する□に ⑦ チェックして ください)	<input checked="" type="checkbox"/> 01 一般融資 (通常枠) <input type="checkbox"/> 02 小規模企業振興資金 (通常枠)
② 事業所所在地 (①と異なる 場合のみ記入)	新潟市 ○○ 区 1丁目2番3号		⑧ 申込金額	1,500,000 円 (運転資金 1,500,000 円) (設備資金 円)
フリガナ	ハナコショウテン		⑨ 資金区分	<input checked="" type="checkbox"/> 01 運転 <input type="checkbox"/> 02 設備 <input type="checkbox"/> 03 運転設備
③ 法人名又は 商号名称	はなこ商店		⑩ 借入期間	60 か月 ⑨資金区分が03の方は運転 の期間内になります
フリガナ	ニイガタ ハナコ	代表 者印	⑪ 資金使 途	仕入資金
④ 氏 名 (代表者名)	新潟 はなこ (TEL 025-226-1629)		⑫ 申込金融機関 ・ 支店名	○○信用金庫 □□支店
⑤ 業 種	小売業		⑬ 利 用 状 況 (該当する□にチェックしてください)	<input type="checkbox"/> 01 新規 今回申込する制度を初めて利用する <input checked="" type="checkbox"/> 02 追加 今回申込する制度の残債がある (限度額を超える融資はでき ません) <input type="checkbox"/> 03 再借 今回申込する制度を以前利用したことがあり、全額償還済み である
⑥ 従 業 員 数	6 人		⑭ 提出前確認 (①~⑬の記入内容を確認した後、□にチェックしてください)	
<input checked="" type="checkbox"/> 虚偽や不正が判明した場合は、融資の取消及びこれに伴う補助金等の返還に異議無く応じます。				
金融機関確認欄 (確認した書類・内容にチェックし、この申請書の写しを保証協会に提出してください)				
<input checked="" type="checkbox"/> 認定要件				
<input checked="" type="checkbox"/> 市内に主たる事業所を有する		<input checked="" type="checkbox"/> 原則1年以上継続して事業を営む		
<input checked="" type="checkbox"/> 信用保証対象業種を営む		<input checked="" type="checkbox"/> 市税を完納している		
<input checked="" type="checkbox"/> 確認書類 (書類は金融機関にて保管してください)				
<input checked="" type="checkbox"/> 納税証明書 (新潟市制度用)		<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団等に関する誓約書兼同意書		
<input type="checkbox"/> 見積書の写し (設備資金の場合のみ)				

↑この部分は信用保証協会提出前にすべて記入してください↓

金融機関処理報告欄 (実行後、この欄を記入して毎月末の貸付状況報告時に写しを新潟市へ提出してください)

取扱金融機関 ・ 支店名	01 元金均等 ・ 02 元利均等	
(担当者名)	電話 番号	年 月 日から返済開始
貸付状況	01全額 ・ 02減額 ・ 03否決 ・ 04取下	返済方法 毎月 円 × 回 円 (a)
貸付金額	円	その他 { 初回に 円 } (b) { 期日に 円 }
貸付利率	年 . %	返済金額合計 (=貸付金額) 円 (a) + (b)
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで か月 (据置 か月を含む)	貸付否決又は減額理由・連絡事項

この部分は実行後に記入します

○設備資金については、新潟市内に設置する設備に限ります。
○納税証明書 (新潟市制度用) は、申込日から3か月以内に発行されたもの (原本) を添付してください。なお、納税証明書を本人以外が取得する場合は別途委任状が必要です。
○原則として1年以上継続して事業を営む方を対象としますが、金融機関の判断により、期間を6か月以上に短縮することも可能です。

1-2 一般融資（障がい者雇用推進枠）

（1）融資対象

- ①市内に住所又は主たる事業所を有すること
- ②原則として1年以上継続して同一事業を営んでいること（金融機関の判断により、期間を「6か月以上」に短縮することが可能）
- ③信用保証対象業種を営むこと
- ④市税を完納していること

上記①～④を満たし、かつ次のいずれかの要件を満たすこと。

- ・従業員40.0人未満（令和8年7月以降37.5人未満）の場合
週当たり勤務時間が10時間以上の障がい者を1人以上雇用していること
- ・従業員40.0人以上（令和8年7月以降37.5人以上）の場合
障がい者法定雇用率2.5%（令和8年7月以降2.7%）以上を満たしていること

※ 従業員とは、法定雇用障がい者の算定の基礎となる労働者をいう。

（2）融資条件（R8.4.1時点）※最新の利率は、市ホームページをご確認ください。

①資金用途	運転・設備	④期間	1,000万円以内 7年以内
②限度額	4,000万円		1,000万円超 10年以内 (据置6か月以内)
③利率	5年以内 年1.75% 5年超 年1.95%	⑤保証料補助	300万円以内 100% 300万円超～3,000万円以内 50%
		⑥利子補給	融資額1,000万円まで： 支払った利子全額 融資額1,000万円を超える： 支払った利子の年利1.0%相当額

（3）利子補給

- ・障がい者雇用推進枠の利子補給を受けるためには、融資申込みとは別に、障がい福祉課への利子補給請求が必要です。
- ・融資期間中に条件を満たさなくなった期間は、利子補給は受けられません。
- ・詳細な対象条件や補給条件、申請手続きについて、事前にP.6で確認してください。

（4）申込方法

各区役所にて要件審査が必要です。

（5）必要書類

- ①借入申込書兼調査書（3枚複写）※1
- ②市税の納税証明書（新潟市制度用）原本※2
- ③見積書の写し（設備資金の場合）
- ④暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式P.64～P.65）
- ⑤障がい者雇用に関する書類
 - ・従業員40.0人未満の場合（下記いずれかの添付書類が必要）
 - ア 障がい者手帳（写し）かつ雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届（写し）
 - イ 新潟市障がい者多数雇用事業者登録審査結果通知書（写し）
 - ・従業員40.0人以上の場合（下記いずれかの添付書類が必要）
 - ア 障害者雇用状況報告書（写し）（毎年、新潟労働局に提出しているもの）
 - イ 新潟市障がい者多数雇用事業者登録審査結果通知書（写し）

※1 3枚複写様式が手元に無い場合は、お近くの区役所または商業振興課にご連絡ください。

※2 納税証明書（新潟市制度用）は、申込日から3か月以内に発行されたもの（原本）を添付してください。なお、納税証明書を本人以外が取得する場合は別途委任状が必要です。

（6）信用保証

信用保証協会の保証付きとします。

各区役所の受付後、返却される借入申込書兼調査書の写しを信用保証協会に提出してください。

（7）実行報告

実行した後、要件審査後に返却された申込書控のうち、「市役所控」の下段の「金融機関処理報告欄」を記入し、実行した月の翌月10日までに新潟市へ提出してください。（否決、取下となった場合も報告が必要です）

なお、報告は各金融機関の本店または代表支店によるとりまとめをお願いします。

2-1 小規模企業振興資金（通常枠）

（1）融資対象

- ①市内に住所又は主たる事業所を有すること
- ②原則として1年以上継続して同一事業を営んでいること（金融機関の判断により、期間を「6か月以上」に短縮することが可能）
- ③信用保証対象業種を営むこと
- ④市税を完納していること
- ⑤中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業は除く）にあっては5人以下））であること

小規模企業者とは

業種	従業員数
卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業は除く）	5人以下
工業等（卸売業・小売業・サービス業以外の業種）・宿泊業・娯楽業	20人以下
事業協同小組合	—
協業組合・企業組合	20人以下
医業を主たる事業とする法人	20人以下

（2）融資条件（R8.4.1時点）※最新の利率は、市ホームページをご確認ください。

①資金用途	運転・設備・借換 ※借換資金は小規模企業振興資金内での借換に限ります。	④期間	10年以内（据置1年以内） ※特別小口保証を付ける場合の運転資金は7年以内
②限度額	2,000万円 ※信用保証協会の保証付融資残高との合計で2,000万円以内に限る。		
③利率	5年以内 年1.70% 5年超 年1.90%	⑤保証料補助	300万円以内 100% 300万円超～1,000万円以内 50%
		⑥利子補給	なし

（3）申込方法

金融機関に直接申込（区役所審査不要）

（4）必要書類（金融機関にて保管してください）

- ①融資申請書（様式 P.43）
- ②市税の納税証明書（新潟市制度用）原本※1
- ③見積書の写し（設備資金の場合）
- ④暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式 P.64～P.65）

※ 納税証明書（新潟市制度用）は、申込日から3か月以内に発行されたもの（原本）を添付してください。なお、納税証明書を本人以外が取得する場合は別途委任状が必要です。

(5) 信用保証

信用保証協会の小口零細企業保証制度、または特別小口保証制度による信用保証付きとします。

融資申請書中段の「金融機関確認欄」を記入し、写しを保証協会に提出してください。

(6) 実行報告

実行した後、融資申請書下段の「金融機関処理報告欄」を記入し、実行した月の翌月10日までに、写しを新潟市へ報告してください。

なお、報告は各金融機関の本店または代表支店によるとりまとめをお願いしています。

記入例

新潟市中小企業特別融資 融資申請書

申請日：令和 8年 2月 1日

① 申込者住所 (所在地)	新潟市中央区古町通7-1010 メソソルフル505		制度区分 (該当する□に ⑦ チェックして ください)	<input type="checkbox"/> 01 一般融資 (通常枠) <input checked="" type="checkbox"/> 02 小規模企業振興資金 (通常枠)
② 事業所所在地 (①と異なる 場合のみ記入)	新潟市 ○○ 区 1丁目2番3号		⑧ 申込金額	3,500,000 円 (運転資金 3,000,000 円) (設備資金 500,000 円)
フリガナ	ハナコショウテン		⑨ 資金区分	<input checked="" type="checkbox"/> 01 運転 <input type="checkbox"/> 02 設備 <input type="checkbox"/> 03 運転設備
③ 法人名又は 商号名称	はなこ商店		⑩ 借入期間	120 か月 ⑨資金区分が03の方は運転 の期間内になります
フリガナ	ニイガタ ハナコ	代表 者印	⑪ 資金用途	・設備購入 ・諸経費支払い資金
④ 氏 名 (代表者名)	新潟 はなこ (TEL 025-226-1629)		⑫ 申込金融機関 ・ 支店名	○○信用金庫 □□支店
⑤ 業 種	小売業		⑬ 利 用 状 況 (該当する□にチェックしてください)	<input type="checkbox"/> 01 新規 今回申込する制度を初めて利用する <input checked="" type="checkbox"/> 02 追加 今回申込する制度の残債がある (限度額を超える融資はでき ません) <input type="checkbox"/> 03 再借 今回申込する制度を以前利用したことがあり、全額償還済 である
⑥ 従業員数	0 人		⑭ 提出前確認 (①～⑬の記入内容を確認した後、□にチェックしてください)	<input checked="" type="checkbox"/> 虚偽や不正が判明した場合は、融資の取消及びこれに伴う補助金等の 小規模企業振興資金は、信用保証協会の保 証付融資残高との合計で2,000万円以内が 限度額となります。
金融機関確 認要	<input checked="" type="checkbox"/> 市販 <input checked="" type="checkbox"/> 信用 (p.3「中小企業者の範囲」参照) <input checked="" type="checkbox"/> 納税 <input checked="" type="checkbox"/> 見積 ・「常時使用する従業員」とは 事業主、法人の役員、臨時の従業員及び事業主と生計を 一にしている三親等内の親族は含まれません。 なお、名目は臨時雇用者であっても、実質的に長期継続 的な雇用関係にあるものは、「常時使用する従業員」に 含まれます。 (p.41「よくある質問」参照)		書の写しを係	1年以上継続して事業を営む 税を完納している 力団等に関する誓約書兼同意書
金融機関処 取 扱 金 融 支 店	(担当者)		状況報告時に写しを新潟市へ提出してください)	01 元金均等 ・ 02 元利均等 年 月 日から返済開始 毎月 円 × 回 円 (a) その他 { 初回に 円 } (b) { 期日に 円 } 返済金額合計 (=貸付金額) 円 (a) + (b)
貸付状況	01全額 ・ 02減額 ・ 03否決 ・ 04取下		返済方法	貸付否決又は減額理由・連絡事項
貸付金額	円		貸付利率	年 月 日から 年 月 日まで か月 (据置 か月を含む)

↑この部分は信用保証協会提出前にすべて記入してください

↓この部分は実行後に記入します

○設備資金については、新潟市内に設置する設備に限ります。
 ○納税証明書(新潟市制度用)は、申込日から3か月以内に発行されたもの(原本)を添付してください。なお、納税証明書を本人以外が取得する場合は別途委任状が必要です。
 ○原則として1年以上継続して事業を営む方を対象としますが、金融機関の判断により、期間を6か月以上に短縮することも可能です。

2-2 小規模企業振興資金（障がい者雇用推進枠）

（1）融資対象

- ①市内に住所又は主たる事業所を有すること
- ②原則として1年以上継続して同一事業を営んでいること（金融機関の判断により、期間を「6か月以上」に短縮することが可能）
- ③信用保証対象業種を営むこと
- ④市税を完納していること
- ⑤中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業は除く）にあっては5人以下））であること
- ⑥週当たり勤務時間が10時間以上の障がい者を1人以上雇用していること

小規模企業者とは

業種	従業員数
卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業は除く）	5人以下
工業等（卸売業・小売業・サービス業以外の業種）・宿泊業・娯楽業	20人以下
事業協同小組合	—
協業組合・企業組合	20人以下
医業を主たる事業とする法人	20人以下

（2）融資条件（R8.4.1時点）※最新の利率は、市ホームページをご確認ください。

①資金用途	運転・設備・借換 ※借換資金は小規模企業振興資金内での借換に限ります。	④期間	10年以内（据置1年以内） ※特別小口保証を付ける場合の運転資金は7年以内
②限度額	2,000万円 ※信用保証協会の保証付融資残高との合計で2,000万円以内に限る。		
③利率	5年以内 年1.70% 5年超 年1.90%	⑤保証料補助	300万円以内 100% 300万円超～限度額 50%
		⑥利子補給	融資額1,000万円まで： 支払った利子全額 融資額1,000万円を超える： 支払った利子の年利1.0%相当額

（3）利子補給

- ・障がい者雇用推進枠の利子補給を受けるためには、融資申込みとは別に、障がい福祉課への利子補給請求が必要です。
- ・融資期間中に条件を満たさなくなった期間は、利子補給は受けられません。
- ・詳細な対象条件や補給条件、申請手続きについて、事前にP.6で確認してください。

（4）申込方法

各区役所にて要件審査が必要です。

(5) 必要書類

- ①借入申込書兼調査書（3枚複写）※1
- ②市税の納税証明書（新潟市制度用）原本※2
- ③見積書の写し（設備資金の場合）
- ④暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式 P. 64～P. 65）
- ⑤障がい者雇用に関する書類（下記いずれかの添付書類が必要）
 - ア 障がい者手帳（写し）かつ雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届（写し）
 - イ 新潟市障がい者多数雇用事業者登録審査結果通知書（写し）

※1 3枚複写様式が手元に無い場合は、お近くの区役所または商業振興課にご連絡ください。

※2 納税証明書（新潟市制度用）は、申込日から3か月以内に発行されたもの（原本）を添付してください。なお、納税証明書を本人以外が取得する場合は別途委任状が必要です。

(6) 信用保証

信用保証協会の小口零細企業保証制度、または特別小口保証制度による信用保証付きとします。

各区役所の受付後、返却される借入申込書兼調査書の写しを信用保証協会に提出してください。

(7) 実行報告

実行した後、要件審査後に返却された申込書控のうち、「市役所控」の下段の「金融機関処理報告欄」を記入し、実行した月の翌月10日までに新潟市へ提出してください。（否決、取下となった場合も報告が必要です）

なお、報告は各金融機関の本店または代表支店によるとりまとめをお願いします。

記入例

受付印

新潟市制度融資資金
借入申込書兼調査書

受付印当

銀行券

※整理番号

（報告）新潟市長

申込日：令和 年 月 日

① 申込者住所 （所在地）	新潟市 区		⑥ 調査区分 （○で囲む）	01 地方産業育成資金 02 金融貸付推進枠 03 一部融資（障がい者雇用推進枠） 04 無担保無保証人融資 05 小規模企業振興資金（通常枠） 06 小規模企業振興資金（障がい者雇用推進枠）
② 事業所所在地 （上記と異なる場合のみ記入）	新潟市 区		⑦ 申込額	3枚複写様式は、上から「銀行控」、「市役所控」、「受付機関控」の3枚1セットです。受付後、「銀行控」と「市役所控」を返却します。「市役所控」は、実行後に様式下部の「金融機関処理報告欄」を記入して新潟市に提出してください。
フリガナ	フリガナ		⑧ 申込金融機関・支店名	01 銀行 02 信用保証協会 03 信用保証協会 04 信用保証協会 05 信用保証協会 06 信用保証協会 07 信用保証協会 08 信用保証協会 09 信用保証協会 10 信用保証協会 11 信用保証協会 12 信用保証協会 13 信用保証協会 14 信用保証協会 15 信用保証協会 16 信用保証協会 17 信用保証協会 18 信用保証協会 19 信用保証協会 20 信用保証協会
③ 商号名称 又は法人名	フリガナ		⑨ 借入状況	01 借入 02 借入 03 借入 04 借入 05 借入 06 借入 07 借入 08 借入 09 借入 10 借入 11 借入 12 借入 13 借入 14 借入 15 借入 16 借入 17 借入 18 借入 19 借入 20 借入
④ 氏名 （代表者名）	フリガナ		⑩ 返済計画	01 元金均等 02 元利均等 03 元金均等 04 元利均等 05 元金均等 06 元利均等 07 元金均等 08 元利均等 09 元金均等 10 元利均等 11 元金均等 12 元利均等 13 元金均等 14 元利均等 15 元金均等 16 元利均等 17 元金均等 18 元利均等 19 元金均等 20 元利均等
⑤ 電話番号	フリガナ		⑪ 返済開始日	令和 年 月 日
⑥ 資本金 （法人のみ）	フリガナ		⑫ 返済回数	回
⑦ 業種	フリガナ		⑬ 返済金額	円
⑧ 従業員数	フリガナ		⑭ 返済総額	円
⑨ 前年売上高	フリガナ		⑮ 返済開始日	令和 年 月 日
⑩ 委任状 （委任者）以て金融機関・支店名	フリガナ		⑯ 返済金額	円
⑪ 氏名	フリガナ		⑰ 返済総額	円
⑫ 職名	フリガナ		⑱ 返済開始日	令和 年 月 日
⑬ 取組金融機関 支店名	フリガナ		⑲ 返済回数	回
⑭ 貸付形態	フリガナ		⑳ 返済金額	円
⑮ 貸付金額	フリガナ		㉑ 返済総額	円
⑯ 貸付利率	フリガナ		㉒ 返済開始日	令和 年 月 日
⑰ 借付月数	フリガナ		㉓ 返済回数	回
⑱ 借付利率	フリガナ		㉔ 返済金額	円
⑲ 借付利率	フリガナ		㉕ 返済総額	円
⑳ 借付利率	フリガナ		㉖ 返済開始日	令和 年 月 日
㉑ 借付利率	フリガナ		㉗ 返済回数	回
㉒ 借付利率	フリガナ		㉘ 返済金額	円
㉓ 借付利率	フリガナ		㉙ 返済総額	円
㉔ 借付利率	フリガナ		㉚ 返済開始日	令和 年 月 日
㉕ 借付利率	フリガナ		㉛ 返済回数	回
㉖ 借付利率	フリガナ		㉜ 返済金額	円
㉗ 借付利率	フリガナ		㉝ 返済総額	円
㉘ 借付利率	フリガナ		㉞ 返済開始日	令和 年 月 日
㉙ 借付利率	フリガナ		㉟ 返済回数	回
㉚ 借付利率	フリガナ		㊱ 返済金額	円
㉛ 借付利率	フリガナ		㊲ 返済総額	円
㉜ 借付利率	フリガナ		㊳ 返済開始日	令和 年 月 日
㉝ 借付利率	フリガナ		㊴ 返済回数	回
㉞ 借付利率	フリガナ		㊵ 返済金額	円
㉟ 借付利率	フリガナ		㊶ 返済総額	円
㊱ 借付利率	フリガナ		㊷ 返済開始日	令和 年 月 日
㊲ 借付利率	フリガナ		㊸ 返済回数	回
㊳ 借付利率	フリガナ		㊹ 返済金額	円
㊴ 借付利率	フリガナ		㊺ 返済総額	円
㊵ 借付利率	フリガナ		㊻ 返済開始日	令和 年 月 日
㊶ 借付利率	フリガナ		㊼ 返済回数	回
㊷ 借付利率	フリガナ		㊽ 返済金額	円
㊸ 借付利率	フリガナ		㊾ 返済総額	円
㊹ 借付利率	フリガナ		㊿ 返済開始日	令和 年 月 日
㊺ 借付利率	フリガナ		1 返済回数	回
㊻ 借付利率	フリガナ		2 返済金額	円
㊼ 借付利率	フリガナ		3 返済総額	円
㊽ 借付利率	フリガナ		4 返済開始日	令和 年 月 日
㊾ 借付利率	フリガナ		5 返済回数	回
㊿ 借付利率	フリガナ		6 返済金額	円
1 借付利率	フリガナ		7 返済総額	円
2 借付利率	フリガナ		8 返済開始日	令和 年 月 日
3 借付利率	フリガナ		9 返済回数	回
4 借付利率	フリガナ		10 返済金額	円
5 借付利率	フリガナ		11 返済総額	円
6 借付利率	フリガナ		12 返済開始日	令和 年 月 日
7 借付利率	フリガナ		13 返済回数	回
8 借付利率	フリガナ		14 返済金額	円
9 借付利率	フリガナ		15 返済総額	円
10 借付利率	フリガナ		16 返済開始日	令和 年 月 日
11 借付利率	フリガナ		17 返済回数	回
12 借付利率	フリガナ		18 返済金額	円
13 借付利率	フリガナ		19 返済総額	円
14 借付利率	フリガナ		20 返済開始日	令和 年 月 日
15 借付利率	フリガナ		21 返済回数	回
16 借付利率	フリガナ		22 返済金額	円
17 借付利率	フリガナ		23 返済総額	円
18 借付利率	フリガナ		24 返済開始日	令和 年 月 日
19 借付利率	フリガナ		25 返済回数	回
20 借付利率	フリガナ		26 返済金額	円
21 借付利率	フリガナ		27 返済総額	円
22 借付利率	フリガナ		28 返済開始日	令和 年 月 日
23 借付利率	フリガナ		29 返済回数	回
24 借付利率	フリガナ		30 返済金額	円
25 借付利率	フリガナ		31 返済総額	円
26 借付利率	フリガナ		32 返済開始日	令和 年 月 日
27 借付利率	フリガナ		33 返済回数	回
28 借付利率	フリガナ		34 返済金額	円
29 借付利率	フリガナ		35 返済総額	円
30 借付利率	フリガナ		36 返済開始日	令和 年 月 日
31 借付利率	フリガナ		37 返済回数	回
32 借付利率	フリガナ		38 返済金額	円
33 借付利率	フリガナ		39 返済総額	円
34 借付利率	フリガナ		40 返済開始日	令和 年 月 日
35 借付利率	フリガナ		41 返済回数	回
36 借付利率	フリガナ		42 返済金額	円
37 借付利率	フリガナ		43 返済総額	円
38 借付利率	フリガナ		44 返済開始日	令和 年 月 日
39 借付利率	フリガナ		45 返済回数	回
40 借付利率	フリガナ		46 返済金額	円
41 借付利率	フリガナ		47 返済総額	円
42 借付利率	フリガナ		48 返済開始日	令和 年 月 日
43 借付利率	フリガナ		49 返済回数	回
44 借付利率	フリガナ		50 返済金額	円
45 借付利率	フリガナ		51 返済総額	円
46 借付利率	フリガナ		52 返済開始日	令和 年 月 日
47 借付利率	フリガナ		53 返済回数	回
48 借付利率	フリガナ		54 返済金額	円
49 借付利率	フリガナ		55 返済総額	円
50 借付利率	フリガナ		56 返済開始日	令和 年 月 日
51 借付利率	フリガナ		57 返済回数	回
52 借付利率	フリガナ		58 返済金額	円
53 借付利率	フリガナ		59 返済総額	円
54 借付利率	フリガナ		60 返済開始日	令和 年 月 日
55 借付利率	フリガナ		61 返済回数	回
56 借付利率	フリガナ		62 返済金額	円
57 借付利率	フリガナ		63 返済総額	円
58 借付利率	フリガナ		64 返済開始日	令和 年 月 日
59 借付利率	フリガナ		65 返済回数	回
60 借付利率	フリガナ		66 返済金額	円
61 借付利率	フリガナ		67 返済総額	円
62 借付利率	フリガナ		68 返済開始日	令和 年 月 日
63 借付利率	フリガナ		69 返済回数	回
64 借付利率	フリガナ		70 返済金額	円
65 借付利率	フリガナ		71 返済総額	円
66 借付利率	フリガナ		72 返済開始日	令和 年 月 日
67 借付利率	フリガナ		73 返済回数	回
68 借付利率	フリガナ		74 返済金額	円
69 借付利率	フリガナ		75 返済総額	円
70 借付利率	フリガナ		76 返済開始日	令和 年 月 日
71 借付利率	フリガナ		77 返済回数	回
72 借付利率	フリガナ		78 返済金額	円
73 借付利率	フリガナ		79 返済総額	円
74 借付利率	フリガナ		80 返済開始日	令和 年 月 日
75 借付利率	フリガナ		81 返済回数	回
76 借付利率	フリガナ		82 返済金額	円
77 借付利率	フリガナ		83 返済総額	円
78 借付利率	フリガナ		84 返済開始日	令和 年 月 日
79 借付利率	フリガナ		85 返済回数	回
80 借付利率	フリガナ		86 返済金額	円
81 借付利率	フリガナ		87 返済総額	円
82 借付利率	フリガナ		88 返済開始日	令和 年 月 日
83 借付利率	フリガナ		89 返済回数	回
84 借付利率	フリガナ		90 返済金額	円
85 借付利率	フリガナ		91 返済総額	円
86 借付利率	フリガナ		92 返済開始日	令和 年 月 日
87 借付利率	フリガナ		93 返済回数	回
88 借付利率	フリガナ		94 返済金額	円
89 借付利率	フリガナ		95 返済総額	円
90 借付利率	フリガナ		96 返済開始日	令和 年 月 日
91 借付利率	フリガナ		97 返済回数	回
92 借付利率	フリガナ		98 返済金額	円
93 借付利率	フリガナ		99 返済総額	円
94 借付利率	フリガナ		100 返済開始日	令和 年 月 日
95 借付利率	フリガナ		101 返済回数	回
96 借付利率	フリガナ		102 返済金額	円
97 借付利率	フリガナ		103 返済総額	円
98 借付利率	フリガナ		104 返済開始日	令和 年 月 日
99 借付利率	フリガナ		105 返済回数	回
100 借付利率	フリガナ		106 返済金額	円
101 借付利率	フリガナ		107 返済総額	円
102 借付利率	フリガナ		108 返済開始日	令和 年 月 日
103 借付利率	フリガナ		109 返済回数	回
104 借付利率	フリガナ		110 返済金額	円
105 借付利率	フリガナ		111 返済総額	円
106 借付利率	フリガナ		112 返済開始日	令和 年 月 日
107 借付利率	フリガナ		113 返済回数	回
108 借付利率	フリガナ		114 返済金額	円
109 借付利率	フリガナ		115 返済総額	円
110 借付利率	フリガナ		116 返済開始日	令和 年 月 日
111 借付利率	フリガナ		117 返済回数	回
112 借付利率	フリガナ		118 返済金額	円
113 借付利率	フリガナ		119 返済総額	円
114 借付利率	フリガナ		120 返済開始日	令和 年 月 日
115 借付利率	フリガナ		121 返済回数	回
116 借付利率	フリガナ		122 返済金額	円
117 借付利率	フリガナ		123 返済総額	円
118 借付利率	フリガナ		124 返済開始日	令和 年 月 日
119 借付利率	フリガナ		125 返済回数	回
120 借付利率	フリガナ		126 返済金額	円
121 借付利率	フリガナ		127 返済総額	円
122 借付利率	フリガナ		128 返済開始日	令和 年 月 日
123 借付利率	フリガナ		129 返済回数	回
124 借付利率	フリガナ		130 返済金額	円
125 借付利率	フリガナ		131 返済総額	円
126 借付利率	フリガナ		132 返済開始日	令和 年 月 日
127 借付利率	フリガナ		133 返済回数	回
128 借付利率	フリガナ		134 返済金額	円
129 借付利率	フリガナ		135 返済総額	円
130 借付利率	フリガナ		136 返済開始日	令和 年 月 日
131 借付利率	フリガナ		137 返済回数	回
132 借付利率	フリガナ		138 返済金額	円
133 借付利率	フリガナ		139 返済総額	円
134 借付利率	フリガナ		140 返済開始日	令和 年 月 日
135 借付利率	フリガナ		141 返済回数	回
136 借付利率	フリガナ		142 返済金額	円
137 借付利率	フリガナ		143 返済総額	円
138 借付利率	フリガナ		144 返済開始日	令和 年 月 日
139 借付利率	フリガナ		145 返済回数	回
140 借付利率	フリガナ		146 返済金額	円
141 借付利率	フリガナ		147 返済総額	円
142 借付利率	フリガナ		148 返済開始日	令和 年 月 日
143 借付利率	フリガナ		149 返済回数	回
144 借付利率	フリガナ		150 返済金額	円
145 借付利率	フリガナ		151 返済総額	円
146 借付利率	フリガナ		152 返済開始日	令和 年 月 日
147 借付利率	フリガナ		153 返済回数	回
148 借付利率	フリガナ		154 返済金額	円
149 借付利率	フリガナ		155 返済総額	円
150 借付利率	フリガナ		156 返済開始日	令和 年 月 日
151 借付利率	フリガナ		157 返済回数	回
152 借付利率	フリガナ		158 返済金額	円
153 借付利率	フリガナ		159 返済総額	円
154 借付利率	フリガナ		160 返済開始日	令和 年 月 日
155 借付利率	フリガナ		161 返済回数	回
156 借付利率	フリガナ		162 返済金額	円
157 借付利率	フリガナ		163 返済総額	円
158 借付利率	フリガナ		164 返済開始日	令和 年 月 日
159 借付利率	フリガナ		165 返済回数	回
160 借付利率	フリガナ		166 返済金額	円
161 借付利率	フリガナ		167 返済総額	円
162 借付利率	フリガナ		168 返済開始日	令和 年 月 日
163 借付利率	フリガナ		169 返済回数	回
164 借付利率	フリガナ		170 返済金額	円
165 借付利率	フリガナ		171 返済総額	円
166 借付利率	フリガナ		172 返済開始日	令和 年 月 日
167 借付利率	フリガナ		173 返済回数	回
168 借付利率	フリガナ		174	

3 夏期・年末資金

(1) 融資対象

- ①市内に住所又は主たる事業所を有すること
- ②原則として1年以上継続して同一事業を営んでいること（金融機関の判断により、期間を「6か月以上」に短縮することが可能）
- ③信用保証対象業種を営むこと
- ④市税を完納していること

(2) 融資条件(R8.4.1時点) ※最新の利率は、市ホームページをご確認ください。

①資金用途	運転	④期間	6か月以内
②限度額	700万円		
③利率	年1.65%	⑤保証料補助	なし
		⑥利子補給	なし

貸付実行期間

令和8年度 夏期 6月1日～8月31日・年末 10月30日～1月4日

<参考>基本の考え方

- ・夏期：6月1日から8月31日まで、年末：11月1日から12月31日まで
- ・貸付実行期間の初日又は末日が休日又は取扱金融機関の休業日の場合は、初日にあつてはその前日以前の取扱金融機関の営業日、末日にあつてはその翌日以後の取扱金融機関営業日をもって当該期間の初日又は末日とする。
- ・月賦または一括返済
- ・夏期・年末資金は、全額償還されなければ、当該融資の再度の融資申請は不可

(3) 申込方法

金融機関に直接申込（区役所審査不要）

(4) 必要書類（金融機関にて保管してください）

- ①夏期・年末資金用の借入申込書兼調査書（B5サイズ2枚複写）※1
- ②市税の納税証明書（新潟市制度用）原本※2
- ③暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式P.64～P.65）

※1 様式が手元に無い場合は商業振興課にご連絡ください。

※2 納税証明書（新潟市制度用）は、申込日から3か月以内に発行されたもの（原本）を添付してください。なお、納税証明書を本人以外が取得する場合は別途委任状が必要です。

(5) 信用保証

信用保証協会の保証付きとします。

借入申込書兼調査書の写しを信用保証協会へ提出してください。

(6) 実行報告

実行した後、「市役所控」の下段の「処理報告」欄を記入し、実行した月の翌月10日までに新潟市へ報告してください。

なお、報告は各金融機関の本店または代表支店によるとりまとめをお願いしています。

4-1 経営支援特別融資（通常枠）

（1）融資対象

- ①市内に住所又は主たる事業所を有すること
- ②原則として1年以上継続して同一事業を営んでいること（金融機関の判断により、期間を「6か月以上」に短縮することが可能）
- ③信用保証対象業種を営むこと
- ④市税を完納していること

上記①～④を満たし、かつ次のいずれかの要件を満たすこと。

- ア 最近3か月間における生産額又は売上高が、過去10年間のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少しているか、または前年同期と比較して3%以上減少している者
- イ 最近3か月間における売上総利益、営業利益、経常利益のいずれかが、過去3年間のいずれかの年の同期と比較して3%以上減少している者

（2）融資条件(R8.4.1時点) ※最新の利率は、市ホームページをご確認ください。

①資金用途	運転	④期間	10年以内（据置2年以内）
②限度額	3,000万円		
③利率	5年以内 年1.65% 5年超 年1.85%	⑤保証料補助	300万円以内 100% 300万円超～1,000万円以内 50%
		⑥利子補給	なし

（3）申込方法

各区役所にて要件審査が必要です。

（4）必要書類

- ①融資申請書（様式P.46～P.47）
- ②市税の納税証明書（新潟市制度用）原本※1
- ③暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式P.64～P.65）
- ④最近3か月及び比較する同期の売上や利益等が確認できる書類（試算表など）
（「最近3か月」は、申請月から6か月以内（申請月を除く）の連続する3か月間を対象）

※1 納税証明書（新潟市制度用）は、申込日から3か月以内に発行されたもの（原本）を添付してください。なお、納税証明書を本人以外が取得する場合は別途委任状が必要です。

（5）信用保証

信用保証協会の保証付きとします。

各区役所の受付後、交付される「融資対象者認定書」の写しを信用保証協会へ提出してください。

（6）実行報告

実行した後、「審査結果報告書（様式P.51）」を作成し、実行した月の翌月10日までに新潟市へ提出してください。（否決、取下となった場合も報告が必要です）

なお、報告は各金融機関の本店または代表支店によるとりまとめをお願いします。

記入例

個人事業主で自宅と事業所が異なる場合は両方書いてください。
（法人は所在地でOK）

自宅：新潟市中央区古町通 7-1010
 住所（所在地） メゾンフル 505
 事業所：新潟市〇〇区 1丁目 2番 3号
 商号（法人名） はなこ商店
 氏名（代表者名） 新潟 はなこ
 電話番号 025-226-1629



融 資 申 請 書

新潟市経営支援特別融資取扱要綱に基づき、関係書類を添えて融資の申請をいたします。

記

融資申請額	10,000,000 円	業種	小売業
借入期間	120 か月	営業年数	10 年
資金使途	材料費仕入資金、人件費支払資金 など 通常枠は運転資金のみ	資本金	一 千円
		従業員数	10 人
申込 金融機関 ・本支店名	〇〇信用金庫 □□支店 本・支店	新潟市 制度融資 利用状況	① 有 2 無 (制度融資名) 経営支援特別融資
減少率	2025年との比較で 16.6%の減少 詳細については裏面のとおりに	受付欄	

* 裏面も記入してください。

同じ制度を利用する場合、貸付限度額と既存貸付残高との差額の範囲内で借りることができます。

(別記様式第1号の裏面)

添付書類

- 1 納税証明書（新潟市の制度提出用） 1部
- 2 生産額又は売上高が確認できる書類（直近期及び比較する同期のもの） 各1部
- 3 売上総利益，営業利益又は経常利益が確認できる書類（直近期及び比較する同期のもの） 各1部
- 4 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 1部

比較表

	(最近の3ヵ月) 2026年	(比較する同期) 2025年
1月	4,000,000円	5,000,000円
12月	5,000,000円	6,000,000円
11月	6,000,000円	7,000,000円
合計	(A) 15,000,000円	(B) 18,000,000円

生産額 売上高

売上総利益 営業利益 経常利益

→ 計算に使った項目にチェックしてください

減少率の算出

$\frac{B-A}{B} \times 100\%$	$\frac{18,000,000 - 15,000,000}{18,000,000} \times 100 = 16.6\%$
------------------------------	--

記入した日

令和8年3月1日

記入例

認定後に審査窓口から交付される「融資対象者協議書」の右上に記載されている番号です

取扱金融機関名

〇〇信用金庫 □□支店

(担当者名 松田 浜夫)

審査結果報告書

令和8年2月16日付け、新〇〇第□□号の3で融資の協議がありました、新潟市経営支援別融資について、下記のとおり報告いたします。

記

制度名	新潟市経営支援特別融資	申請者	新潟 はなこ
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 通常枠 <input type="checkbox"/> 物価高騰・能登半島地震対応枠	返済方法	1 割賦 2 一括
資金使途	<input checked="" type="checkbox"/> 運転 <input type="checkbox"/> 設備 <input type="checkbox"/> 運転設備		R8年2月25日から
貸付状況	<input checked="" type="radio"/> 全額 <input type="radio"/> 減額 <input type="radio"/> 否決 <input type="radio"/> 取下		毎月 83,000 円×119回
貸付金額	10,000,000 円		計 9,877,000 円 (a)
貸付利率	年 1.85%		その他 初回 円 (b)
貸付期間	R8年2月20日から R18年1月25日まで 120か月 (但し据置 0か月を含む)		期日 123,000 円
			返済金額合計 = 貸付金額 (a) + (b) 10,000,000 円
信用保証	有	貸付否決又は減額理由	

実行した後、「審査結果報告書」を作成し、実行した月の翌月10日までに新潟市へ提出してください。（否決、取下となった場合も報告が必要です）各金融機関の本店または代表支店によりまとめをお願いしています。

4-2 経営支援特別融資（物価高騰・能登半島地震対応枠）

—令和9年3月31日実行分まで—

（1）融資対象

- ①市内に住所又は主たる事業所を有すること
- ②原則として1年以上継続して同一事業を営んでいること（金融機関の判断により、期間を「6か月以上」に短縮することが可能）
- ③信用保証対象業種を営むこと
- ④市税を完納していること
- ⑤物価高騰又は令和6年能登半島地震の影響により、資金繰りが悪化している又は今後悪化するおそれのある者

（2）融資条件（R8.4.1時点）※最新の利率は、市ホームページをご確認ください。

①資金用途	運転・設備	④期間	10年以内（原則据置3年以内） ※危機関連保証を利用する場合は 据置2年以内
②限度額	6,000万円（通常枠と別枠）		⑤保証料補助
③利率	5年以内 年1.65% 5年超 年1.85%	⑥利子補給	なし

※

（3）申込方法

各区役所にて要件審査が必要です。

（4）必要書類

- ①融資申請書（様式 P. 48）
- ②市税の納税証明書（新潟市制度用）原本※1
- ③見積書の写し（設備資金の場合）
- ④暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式 P. 64～P. 65）

※1 納税証明書（新潟市制度用）は、申込日から3か月以内に発行されたもの（原本）を添付してください。なお、納税証明書を本人以外が取得する場合は別途委任状が必要です。

（5）信用保証

信用保証協会の保証付きとします。

各区役所の受付後、交付される「融資対象者認定書」の写しを信用保証協会へ提出してください。

（6）実行報告

実行した後、「審査結果報告書（様式 P. 51）」を作成し、実行した月の翌月10日までに新潟市へ提出してください。（否決、取下となった場合も報告が必要です）

なお、報告は各金融機関の本店または代表支店によるとりまとめをお願いします。

令和 8年 2月 15日

記入例

自宅：新潟市中央区古町通 7-1010
 住所（所在地）メゾンフル 505
 事業所：新潟市〇〇区 1 丁目 2 番 3 号
 商号（法人名）はなこ製造所
 氏名（代表者名）新潟 はなこ
 電話番号 025-226-1629



個人事業主で自宅と事業所が異なる場合は両方書いてください。（法人は所在地でOK）

融 資 申 請 書

新潟市経営支援特別融資取扱要綱に基づき、関係書類を添えて融資の申請をいたします。

記

融資申請額	5,000,000 円	業種	製造業
	(運転資金 円) (設備資金 5,000,000 円)	営業年	20 年
借入期間	120 か月	資本	千円
資金用途	<input type="checkbox"/> 運 転 <input checked="" type="checkbox"/> 設 備 <input type="checkbox"/> 運転設備	従業員数	10 人
	①影響の内容（資金繰りが悪化している、または悪化する恐れがある状況の説明） ②資金用途（融資を受けてどのように経営改善を図るか） の2点がわかるように記載してください。	新潟市 制度融資 利用状況	1 有 (制度融資名) 2 無 経営支援特別融資
影響の原因（複数選択可）		<input checked="" type="checkbox"/> 物価高騰 <input type="checkbox"/> 令和6年能登半島地震	
影響の内容及び資金用途について（具体的に記入） （設備資金の例 1） <u>原材料となる〇〇の価格高騰により仕入価格が上昇し、利益率が悪化しているため、省エネ効果のある〇〇設備を導入することによりコストを削減したい。</u> （設備資金の例 2） <u>〇〇の外注費の高騰により資金繰りが悪化しているため、〇〇を購入して業務効率化を図り、収益性の向上を図る。</u>			
添付書類		（運転資金の例） 〇〇の仕入金の増加や光熱水費高騰により資金繰りが悪化しているため、当面の諸経費支払い資金を確保して資金繰りを安定させたい。	
1 納税証明書（新潟市の制度融資）		1 部	
2 見積書（設備資金として利用）			
3 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書		1 部	

5 中小企業資金繰り円滑化借換融資

- ・新潟市制度融資（信用保証付）の借入残高の借換えに利用します。県制度融資や金融機関プロパー融資から本制度への借換えはできません。
- ・小規模企業振興資金は小規模企業振興資金による借換えが可能です。

(1) 融資対象

- ①市内に住所又は主たる事業所を有すること
- ②信用保証対象業種を営むこと
- ③市税を完納していること
- ④適切な事業計画を持ち、当融資により経営の改善が見込める者

上記①～④を満たし、かつ次のいずれかの要件を満たすこと。

- ア 経営安定関連保証（セーフティネット保証）及び危機関連保証に係る認定書（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び第6項のいずれかの認定書）を有している者
- イ アに該当しない場合は、一般保証等による借換えが可能なる者

(2) 対象融資

次の要件をすべて満たすこと。

- ア 新潟県信用保証協会の保証付の新潟市制度融資で、借入残高のあるもの
- イ 融資実行後6か月を経過している融資で、据置期間中でないもの

※ 借換元と借換先の金融機関については、特に制限を設けない

(3) 融資条件(R8.4.1時点) ※最新の利率は、市ホームページをご確認ください。

①資金用途	運転 (市制度の借換に限る※)	④期間	10年以内(据置3年以内)
②限度額	3,000万円		
③利率	年1.80%	⑤保証料補助	300万円以内 100% 300万円超～1,000万円 50%
		⑥利子補給	なし

※既往市制度融資の借入金の返済。事業計画に応じて新規運転資金の借入可。

(4) 申込方法

各区役所にて要件審査が必要です。

(5) 必要書類

- ①融資申込書(様式P.52)
- ②市税の納税証明書(新潟市制度用)原本※1
- ③暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(様式P.64～P.65)
- ④既往借入金の残高証明書等(金融機関発行のもの。金融機関の融資照会票の場合は、金融機関名・支店名を記載すること。)
- ⑤経営安定関連保証及び危機関連保証の場合は、その認定書。一般保証等の場合は不要。

※1 納税証明書(新潟市制度用)は、申込日から3か月以内に発行されたもの(原本)を添付してください。なお、納税証明書を本人以外が取得する場合は別途委任状が必要です。

(6) 信用保証

信用保証協会の保証付きとします。

各区役所の受付後、交付される「融資対象者認定書」の写しを信用保証協会へ提出してください。

(7) 実行報告

実行した後、「審査結果報告書及び完済証明書（様式 P.55）」を作成し、実行した月の翌月 10 日までに新潟市へ提出してください。（否決、取下となった場合も報告が必要です）

なお、報告は各金融機関の本店または代表支店によるとりまとめをお願いしています。

記入例

自宅：新潟市中央区古町通 7-1010
 住所（所在地） メゾンフル 505
 事業所：新潟市〇〇区 1丁目 2番 3号
 商号（法人名） はなこ商店
 氏名（代表者名） 新潟 はなこ
 電話番号 025-226-1629



個人事業主で自宅と事業所が異なる場合は両方書いてください。（法人は所在地でOK）

新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資申込書

申込金額	4,000,000 円
申込金融機関・本支店	〇〇信用金庫 □□支店 本・支店
借入予定期間	令和8年3月31日から令和18年3月15日まで
借換方法	<input checked="" type="checkbox"/> 経営安定関連保証 <input type="checkbox"/> 危機関連保証 <input type="checkbox"/> 一般保証等

※借換元融資について

市制度融資名	取扱金融機関・本支店	当初借入額	現在残高	月返済額	融資期間
一般融資	〇〇信用金庫 □□ 本・支店	3,600,000 円	1,200,000 円	60,000 円	×年×月×日から ×年×月×日まで
	本 支店	円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで
	本・支店	円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで
小 計			1,200,000 円	①	

申込時から融資実行までの間の返済額	60,000 円 ②
増額借入希望額	2,860,000 円 ③

合 計	4,000,000 円 (①-②+③)
-----	---------------------

ここは一致

注 融資実行後6か月を経過していない借換元融資及び据置期間中の借換元融資は対象外

○添付書類

- 1 納税証明書（新潟市の制度提出用）**現在残高は残高証明書と一致**
- 2 各借換元融資の貸出残高証明書類（残高証明書）
- 3 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 **経営安定関連保証や危機関連保証を利用する場合は添付**
- 4 経営安定関連保証及び危機関連保証に該当する者は、セーフティネット保証制度（中小企業信用保険法第2条第5項各号及び第6項のいずれか）の認定書の写し

記入例

記入した日

 → 令和8年4月1日

認定後に審査窓口から交付される「融資対象者協議書」の右上に記載されている番号です

取扱金融機関

〇〇信用金庫 〇〇支店
(担当者： 松田 浜夫)

審査結果報告書 及び 完済証明書

令和8年2月16日付け、新〇〇第〇〇号の3で融資の協議がありました新潟市
中小企業資金繰り円滑化借換融資について、下記のとおり報告いたします。

記

審査結果報告書

住所（所在地）	自 宅：新潟市中央区古町通 7-1010 メソソルフル 505 事業所：新潟市〇〇区 1 丁目 2 番 3 号
商号（法人名）	はなこ商店
氏名（代表者名）	新潟 はなこ
貸付状況	(全額) 減額 否決 取下げ
貸付金額	4,000,000 円
貸付期間	令和 8年3月31日 から 令和18年3月15日まで (据置 0か月を含む)
保証制度	<input checked="" type="checkbox"/> 経営安定関連保証 <input type="checkbox"/> 危機関連保証 <input type="checkbox"/> 一般保証等
返済方法	令和 8年4月15日から 令和18年3月15日まで 120か月 毎月 33,000 円 × 119 回 = 3,927,000 円 (a) その他 初回 or (最終回) = 73,000 円 (b) ※ (a) + (b) = 貸付金額

借換元融資完済報告書

貸出日	制度名	繰上償還額	繰上償還日
××年×月×日	一般融資	1,140,000 円	令和8年3月31日
年 月 日		円	
年 月 日		円	

(※貸出日から翌月10日までに当報告書を提出して下さるようお願いします。)

6 中小企業開業資金

(1) 融資対象

一般開業

- ・ 職歴2年以上を有する者で、市内において開業しようとする者又は開業後1年未満の者
- ・ 適切かつ確実な事業計画をもち、これを実施すると認められること
- ・ 過去3年以内に不渡り又は倒産の事故がない者
- ・ 市税を完納していること

創業関連保証を利用する者（創業関連保証枠）

- ・ 事業を営んでいない個人が、市内で1か月以内に事業を開始するか、2か月以内に新たに会社を設立し事業を開始する具体的計画を有する者。または、事業を開始して1年未満の者。
- ・ 市税を完納していること

創業関連保証を利用する者のうち、市の特定創業支援を受けた者（特定創業支援枠）

- ・ 認定特定創業支援等事業を受け市から証明書を発行された者で、次のいずれかに該当する者
 - 1) 市内で6か月以内に事業を開始するか、会社設立により創業をする者
 - 2) 開業後6か月未満の者
- ・ 市税を完納していること

※ 上記のうち、「1か月以内」、「2か月以内」、「6か月以内」の起算日は、本申込に基づく貸付実行が成された日を基準とする。

※ 上記のうち、「開業後1年未満」、「開業後6カ月未満」の起算日は、本申込日を基準とする。

(2) 融資条件(R8.4.1時点) ※最新の利率は、市ホームページをご確認ください。

	①資金用途※ ②限度額	③利率 ④期間	⑤保証料補助	⑥利子補給
一般開業	①運転・設備 ②1,000万円	③5年以内 年1.95% 5年超 年2.15%	⑤300万円以内 100% 300万円超	⑥なし
創業関連保証	①運転・設備 ②3,000万円※1	④10年以内 (据置2年以内)	~1,000万円以内 50%	⑥なし
特定創業支援枠	①運転・設備 ②2,000万円※2 ※1と※2は3,000万円まで併用可	③5年以内 年1.90% 5年超 年2.10% ④10年以内 (据置2年以内)	⑤300万円以内 100% 300万円超 ~限度額 50%	⑥融資実行日から36か月後の応当日までの貸付利子相当額（3年間無利子）

※新会社設立の資本取得は対象外

(3) 利子補給（特定創業支援枠のみ）

- ・ 融資実行日から36か月後の応当日までの間、貸付利子相当額を補助します。
- ・ 利子補給対象期間内でも、元金の返済がないなど、条件を満たさない場合は利子補給を行いません。
- ・ 詳細な対象条件や補給条件、申請手続きについて、事前にP.6で確認してください。

(4) 申込方法

各区役所にて要件審査が必要です。

(5) 必要書類

①借入申込書兼調査書(様式 P. 56)

この申込書は3部必要です。すべての申込書に押印してください。

(添付書類は1部ずつで構いません)

②市税の納税証明書(新潟市制度用) 原本※

③見積書の写し(設備資金の場合)

④暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(様式 P. 64~P. 65)

⑤認定特定創業支援等事業を受けたことを証する、本市が発行する証明書(特定創業支援枠のみ)

※ 納税証明書(新潟市制度用)は、申込日から3か月以内に発行されたもの(原本)を添付してください。なお、納税証明書を本人以外が取得する場合は別途委任状が必要です。

(6) 信用保証

- ・一般開業:信用保証協会の保証付きとします(制度は問わない)
- ・創業関連保証枠・特定創業支援枠:信用保証協会の創業関連保証制度による信用保証付きとします。

各区役所の受付後、返却される借入申込書兼調査書の写しを信用保証協会に提出してください。

(7) 実行報告

実行した後、要件審査後に返却された申込書控2部のうち1部について、下段の「金融機関処理報告欄」を記入し、実行した月の翌月10日までに新潟市へ提出してください。(否決、取下となった場合も報告が必要です)

なお、報告は各金融機関の本店または代表支店によるとりまとめをお願いします。

記入例

新潟市中小企業開業資金
借入申込書兼調査書

受付担当	
整理番号	

(宛先) 新潟市長

申込日： 年 月 日

① 申込者住所 (所在地)	新潟市中央区古町通7-1010 メゾンフル505	⑧ (該当する□に チェックして ください)	制度区分 <input type="checkbox"/> 01 一般開業 <input type="checkbox"/> 02 創業関連 <input checked="" type="checkbox"/> 03 特定創業支援枠
フリガナ	ハナコショウテン	⑨ 申込金額	3,500,000 円 (運転資金 1,200,000 円) (設備資金 2,300,000 円)
② 法人名又は 商号名称	はなこ商店	⑩ 資金区分	<input type="checkbox"/> 01 運転 <input type="checkbox"/> 02 設備 <input checked="" type="checkbox"/> 03 運転設備
フリガナ	ニイガタ ハナコ	⑪ 借入期間	96 か月
③ 氏名 (代表者名)	新潟 はなこ (TEL 025-226-1629)	⑫ 資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・仕入資金 ・消耗品費 ・広告宣伝費 ・内装工事費
④ 開業地	新潟市 OO 区 1丁目2番3号	⑬ 借入(予定)日	令和8年 4月 30日
⑤ 開業(予定)日	令和8年 6月 1日 <small>※個人事業主：開業届に記載した(または記載予定の)開業日 ※法人：登記簿上の会社成立の年月日(または予定日)</small>	⑭ 申込金融機関 ・支店名	OO信用金庫 □□支店
⑥ 開業する事業 の業種	小売業	⑮ 利用状況 (今回申し込む 制度について)	<input checked="" type="checkbox"/> 01 新規 初めて利用する方 <input type="checkbox"/> 02 追加 残債がある方 <input type="checkbox"/> 03 再借方 以前利用したことがあるが全額償還済みの方
⑦ 事業の内容 (目的、セール スポイント、取 扱品目など)	<ul style="list-style-type: none"> ・生花、花束、ドライフラワーの販売。 ・OOで5年間勤務した経験を活かし、丁寧な接客とお客様の好みに合わせた商品の提案を行うことができる。 	<p><u>この申込書は3部必要です。</u> すべての申込書に押印してください。 添付書類(様式下部参照)は1部必要です。</p>	

この部分は区役所申込み前にすべて記入してください

委任状 (受任者)	左記の者を代理人として定め、右記の権限を委任します。	記
取扱金融機関名	(委任者) 新潟市中央区古町通7-1010 メゾンフル505	<input checked="" type="checkbox"/> 新潟市制度融資借入申込書の提出及び認定書の受領に関する事項
職氏名	ご本人が「委任状」欄に記載することで、申込書と委任状を兼ねることができます。委任内容もチェックしてもらってください。 新潟 はなこ	<input checked="" type="checkbox"/> 新潟市制度融資借入状況の確認に関する事項 <input type="checkbox"/> その他 ()

この部分は実行後に記入します

金融機関処理報告欄	
取扱金融機関 支店名	01 元金均等 02 元利均等 年 月 日から返済開始
貸付状況	01全額
貸付金額	円 (a)
貸付利率	円 (b)
貸付期間	返済金額合計 (=貸付金額) 円 (a) + (b)
信用保証	有 貸付否決又は減額理由・連絡事項 担当者名 TEL

添付書類

- 1 納税証明書(新潟市制度用)
- 2 暴力団等に関する誓約書兼同意書
- 3 見積書の写し(設備資金の場合のみ)
- 4 認定特定創業支援等事業を受けたことを証する、本市が発行する証明書(特定創業支援枠のみ)

7 工場等新增設資金

(1) 融資対象

- ①製造業、新聞業、出版業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は港湾運送業を営む中小企業者（会社及び個人）であって、市内に工場等の新設等を行い、事業を営む者
- ②信用保証対象業種を営むこと
- ③市税を完納していること

(2) 融資条件(R8.4.1時点) ※最新の利率は、市ホームページをご確認ください。

①資金用途	設備（土地（造成費を含む。）、建物、土地に定着した構築物）	④期間	12年以内（据置2年以内）
②限度額	1,000万円以上2億円以下		
③利率	年1.80% （従業員5人以下の場合は、0.05%引き下げた利率）	⑤保証料補助	なし
		⑥利子補給	なし

(3) 申込方法

各区役所にて要件審査が必要です。

(4) 必要書類

- ①借入申込書兼調査書（様式 P. 59）
この申込書は3部必要です。すべての申込書に押印してください。
（添付書類は1部ずつで構いません）
- ②市税の納税証明書（新潟市制度用）原本※1
- ③暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式 P. 64～P. 65）
- ④【土地】
 - 1 見積書又は契約書の写し
 - 2 土地の付近見取図
- 【建物・構築物】
 - 1 見積書又は契約書の写し
 - 2 工場等の敷地内配置図、平面図、機械等の配置図等

※1 納税証明書（新潟市制度用）は、申込日から3か月以内に発行されたもの（原本）を添付してください。なお、納税証明書を本人以外が取得する場合は別途委任状が必要です。

(5) 信用保証

信用保証協会の保証付きとします。

各区役所の受付後、返却される借入申込書兼調査書の写しを信用保証協会に提出してください。

(6) 実行報告

実行した後、要件審査後に返却された申込書控2部のうち1部について、下段の「金融機関処理報告欄」を記入し、実行した月の翌月10日までに新潟市へ提出してください。（否決、取下となった場合も報告が必要です）

なお、報告は各金融機関の本店または代表支店によるとりまとめをお願いします。

記入例

新潟市工業振興資金
(工場等新增設資金)
借入申込書兼調査書

受付担当	
整理番号	

(宛先) 新潟市長

申込日： 年 月 日

① 申込者住所 (所在地)	新潟市中央区古町通7-1010	業種 (該当する□に チェックして ください)	<input checked="" type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 新聞業 <input type="checkbox"/> 出版業 <input type="checkbox"/> 道路貨物運送業 <input type="checkbox"/> 倉庫業 <input type="checkbox"/> こん包業 <input type="checkbox"/> 港湾運送業
フリガナ	カブシキカイシャ ニイガタセイソウ	⑩ 申込金額	100,000,000 円
② 法人名又は 商号名称	株式会社 にいがた製造	⑫ 借入期間	144 か月
③ 事業所所在地 (①と異なる場 合のみ記入)	新潟市 区	⑬ 資金使途 (設備資金) 該当する□にチェックしてください (設備投資 場所)	新潟市 北区 濁川000
フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク ヤマダ タロウ	⑭ 申込金融機関 ・ 支店名	〇〇信用金庫 □□支店
④ 氏名 (代表者名)	代表取締役 山田 太郎		
⑤ 電話番号	025 226 1629	この申込書は3部必要です。 すべての申込書に押印してください。添付書類(様式下部参照)は1部必要です。	
⑥ 資本金 (法人のみ)	10,000 千円		
⑦ 営業年数	20 年		
⑧ 従業員数	60 人		
⑨ 年商高	1,000,000 千円		

この部分は区役所申込み前にすべて記入してください

委任状

(受任者) 取扱金融機関名 〇〇信用金庫 (委任者) 住居 新潟市中央区古町通7-1010 電話 025-226-1629

ご本人が「委任状」欄を記載することで、申込書と委任状を兼ねることができます。委任内容もチェックしてもらってください。

主任 山田太郎 代表者印

記

新潟市制度融資借入申込書の提出及び認定書の受領に関する事項

新潟市制度融資借入状況の確認に関する事項

その他 ()

(金融機関処理報告欄)

取扱金融機関 支店名	01 元金均等 ・ 02 元利均等
貸付状況	01全額 ・ 02減額
貸付金額	年 月 日から返済開始
貸付利率	年 月 日から
貸付期間	年 月 日まで
信用保証	有

返済金額合計 (=貸付金額) 円 (a) + (b)

貸付否決又は減額理由・連絡事項

担当者名 TEL

この部分は実行後に記入します

- 添付書類
- (共通) 1 市税の納税証明書(新潟市の制度提出用) 2 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- (土地) 1 見積書又は契約書の写し 2 土地の付近見取り図
- (建物・建築物) 1 見積書又は契約書の写し 2 工場等の敷地内配置図、平面図、機械等の配置図等

8 省力化・省エネ化資金

(1) 融資対象

- ①新潟市省力化・省エネ化補助金の交付決定を受けている者
- ②信用保証対象業種を営むこと
- ③市税を完納していること

(2) 融資条件(R8.4.1時点) ※最新の利率は、市ホームページをご確認ください。

①資金使途	設備資金、運転資金（「新潟市省力化・省エネ化補助金」の補助対象設備※）		
②限度額	5,000万円以下（ただし、「新潟市省力化・省エネ化補助金」の補助対象経費から交付決定額を差し引いた額を上限とする。）	④期間	12年以内 （据置2年以内）
③利率	年1.80% （従業員5人以下の場合は、0.05%引き下げた利率）	⑤保証料補助	300万円以内 50%
		⑥利子補給	なし

※「運転資金」は、設備等の導入に要する経費として新潟市省力化・省エネ化補助金の補助対象経費と認められた範囲に限る

(3) 申込方法

各区役所にて要件審査が必要です。

(4) 必要書類

- ①借入申込書兼調査書（様式 P.60）
この申込書は3部必要です。すべての申込書に押印してください。
（添付書類は1部ずつで構いません）
- ②市税の納税証明書（新潟市制度用）原本※1
- ③暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式 P.64～P.65）
- ④新潟市省力化・省エネ化補助金「事業計画書」の写し
- ⑤新潟市省力化・省エネ化補助金「補助金交付決定通知書」の写し

※1 納税証明書（新潟市制度用）は、申込日から3か月以内に発行されたもの（原本）を添付してください。なお、納税証明書を本人以外が取得する場合は別途委任状が必要です。

(5) 信用保証

信用保証協会の保証付きとします。

各区役所の受付後、返却される借入申込書兼調査書の写しを信用保証協会に提出してください。

(6) 実行報告

実行した後、要件審査後に返却された申込書控2部のうち1部について、下段の「金融機関処理報告欄」を記入し、実行した月の翌月10日までに新潟市へ提出してください。（否決、取下となった場合も報告が必要です）

なお、報告は各金融機関の本店または代表支店によるとりまとめをお願いしています。

(7) 新潟市省力化・省エネ化補助金について

中小製造業、物流業の事業者に対して、省力化・省エネ化に資する生産設備やデジタル技術（ソフトウェア・システム等）の導入に要する費用の一部を補助する制度です。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

新潟市
省力化・省エネ化補助金



記入例

新潟市工業振興資金
(省力化・省エネ化資金)
借入申込書兼調査書

受付担当	
整理番号	

(宛先) 新潟市長

申込日： 年 月 日

① 申込者住所 (所在地)	新潟市中央区古町通7-1010	⑩ 業種 (該当する□にて チェックして ください)	<input checked="" type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 新聞業 <input type="checkbox"/> 出版業 <input type="checkbox"/> 道路貨物運送業 <input type="checkbox"/> 倉庫業 <input type="checkbox"/> こん包業 <input type="checkbox"/> 港湾運送業
フリガナ	カブシキカイシャ ニイガタセイソウ	⑪ 省力化・省エネ化 補助金 交付決定番号	補助金交付決定通知書の右上に記載された番号を記入してください 新企誘第 5 号の2
② 法人名又は 商号名称	株式会社 にいがた製造	⑫ 資金区分	<input checked="" type="checkbox"/> 設備 <input type="checkbox"/> 運転設備※ ※運転設備資金は「省力化・省エネ化補助金」の補助対象経費として認められた額の範囲内に限ります
③ 事業所所在地 (①と異なる場合 のみ記入)	新潟市 区	⑬ 申込金額	8,000,000 円 (運転資金※ 円) (設備資金 8,000,000 円)
フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク ヤマダ タロウ	⑭ 借入期間	か月
④ 氏名 (代表者名)	代表取締役 山田 太郎	⑮ 資金使途	省力化・省エネ化設備の導入経費
⑤ 電話番号	025 226 1629	⑯ 融資限度額	・事業費(予算) (A) 10,000,000 円 (事業計画書より転記) ・補助金交付決定額 (B) 2,000,000 円 (交付決定通知書より転記) ・融資限度額 (A)-(B) 8,000,000 円
⑥ 資本金 (法人のみ)	10,000 千円	⑰ 申込金融機関 ・支店名	〇〇信用金庫 □□支店
⑦ 営業年数	20 年	⑱ 利用状況 (今回申し込む 制度について)	<input checked="" type="checkbox"/> 01 新規 初めて利用する方 <input type="checkbox"/> 02 追加 残債がある方 <input type="checkbox"/> 03 再借 以前利用したことがあるが全額償還済みの方
⑧ 従業員数	60 人	この申込書は3部必要です。 すべての申込書に押印してください。添付書類(様式下部参照)は1部必要です。	
⑨ 年商高	1,000,000 千円		

委任状 (受任者) 左記の者を代理人として定め、右記の権限を委任します。 (委任者) 記

取扱金融機関名	〇〇信用金庫	〒7-1010 ル505	<input checked="" type="checkbox"/> 新潟市制度融資借入申込書の提出及び認定書の受領に関する事項
職氏名	主任 古町 たろう	はなご商店 新潟 はなご	<input checked="" type="checkbox"/> 新潟市制度融資借入状況の確認に関する事項
			<input type="checkbox"/> その他 ()

(金融機関処理報告欄)

取扱金融機関 支店名	01 元金均等 ・ 02 元利均等
貸付状況	01全額
貸付金額	円 (a)
貸付利率	年 月 日から 年 月 日まで
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで か月 (据置 か月を含む)
信用保証	有

返済金額合計 (=貸付金額) 円 (a) + (b)

貸付拒否又は減額理由・連絡事項

担当者名 TEL

添付書類 1 市税の納税証明書(新潟市の制度提出用) 3 省力化・省エネ化補助金「事業計画書」の写し
2 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 4 省力化・省エネ化補助金「補助金交付決定通知書」の写し

9 中小企業振興資金 ※商工組合中央金庫のみの取扱いです。

(1) 融資対象

- ① 中小企業協同組合、協業組合、商工組合又は商店街振興組合等の法定組合
- ② 市内に主たる事務所を有する者
- ③ 組合員の過半数が市内において事業を営む中小企業者をもって組織されている者
- ④ 市税を完納していること

(2) 融資条件(R8.4.1時点) ※最新の利率は、市ホームページをご確認ください。

①資金用途	運転・設備・組合員※への転貸 ※中小企業者に限る	④期間	取扱金融機関の定めによる。
②限度額	所属する組合員が 20人以上：1億5,000万円以内 10人以上20人未満：1億円以内 10人未満：8,000万円以内		
③利率	1年以内 年1.625%	⑤保証料補助	300万円以内 50%
	1年超3年以内 年1.925% 3年超 年2.125%	⑥利子補給	なし

(3) 申込方法

各区役所にて要件審査が必要です。

(4) 必要書類

- ① 借入申込書（商工組合中央金庫の定める様式）
この申込書は3部必要です。すべての申込書に押印してください。
(添付書類は1部ずつで構いません)
- ② 市税の納税証明書（新潟市制度用）原本※1
- ③ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式 P.64～P.65）
- ④ 法定組合であることを証する書面（登記事項証明書）
- ⑤ 組合員名簿
- ⑥ 転貸先明細書（転貸資金の場合）

※1 納税証明書（新潟市制度用）は、申込日から3か月以内に発行されたもの（原本）を添付してください。なお、納税証明書を本人以外が取得する場合は別途委任状が必要です。

(5) 信用保証

信用保証協会の保証付きとします。

各区役所の受付後、返却される借入申込書の写しを信用保証協会に提出してください。

(6) 実行報告

実行した後、要件審査後に返却された申込書控2部のうち1部について、実行した月の翌月10日までに新潟市へ提出してください。